

鳥取市交通安全指導員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市交通安全指導員会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、交通安全指導員の交通指導に関する知識、技術の向上を図り、もって住民の交通安全に寄与することを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市交通安全指導員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、各補助対象事業に係る補助対象経費に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助事業の実施にあたり、寄附金等の収入金がある場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額を補助対象経費とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(補助金の実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(市民公益活動団体補助金交付要綱の一部改正)

2 市民公益活動団体補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市交通安全指導委員会」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 研修の実施 (2) 市が主催するイベントへの協力 (3) 市長が特に必要と認めたもの	(1) 本部に要する経費（20,000円を限度とする。） (2) 各地区指導員会交付金 （本部を除き、鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区指導員会に限る。） ア 均等割 1団体につき 100,000円 イ 定数割 各地区指導員会の指導員の定数に1人当たり7,000円を乗じて得た額	10/10